

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【提出先】

関東財務局長殿

【提出日】

平成24年6月20日

【計算期間】

第4期 （自 平成23年3月23日
至 平成24年3月21日）

【ファンド名】

楽天株式ファンド

【発行者名】

楽天投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 大島 和隆

【本店の所在の場所】

東京都品川区東品川四丁目12番3号
品川シーサイド 楽天タワー 23F

【事務連絡者氏名】

寺中 良幸

【連絡場所】

東京都品川区東品川四丁目12番3号
品川シーサイド 楽天タワー 23F

【電話番号】

03-6717-1900

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、投資家の方々の長期的な資産形成を目的に、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行ないます。

ファンドの基本的性格

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ（ ）です。

株式に直接投資することはありませんが、株式に投資する投資信託証券（ファンド）を組み入れることで、実質的に株式に投資するものです。

「ファンド・オブ・ファンズ」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、「主として他の投資信託証券に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

商品分類については社団法人投資信託協会の定める商品の分類方法に基づき、ファンドが該当する商品分類に網掛け表示しています。ファンドの仕組みについては後述の(2)ファンドの仕組みをご参照ください。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりになっております。

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり(適時ヘッジ)
一般型				
大型株	年2回			なし
中小型株		日本	ファンド・オブ ・ファンズ	
	年4回	北米		
債券				
一般	年6回	欧州		
公債	(隔月)			
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性	(毎月)			
()		オセアニア		
	日々			
不動産投信		中南米		
	その他			
その他資産	()	アフリカ		
(投資信託証券(株式))		中近東(中東)		
資産複合		エマージング		
()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産 (投資信託証券(株式))	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式に投資することを目的とする投資信託を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル (日本を含む)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ ファンズ	社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジあり (適時ヘッジ)	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいいます。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式））と収益の源泉を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とは異なります。

商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

ファンドの特色

- 主として株式に投資する投資信託証券に投資し、長期的な値上がり益の獲得を目指します。
- 国内外の株式に投資する複数の投資信託証券に分散投資し、リスクの低減とリターンの向上を目指した運用を行ないます。

信託金限度額

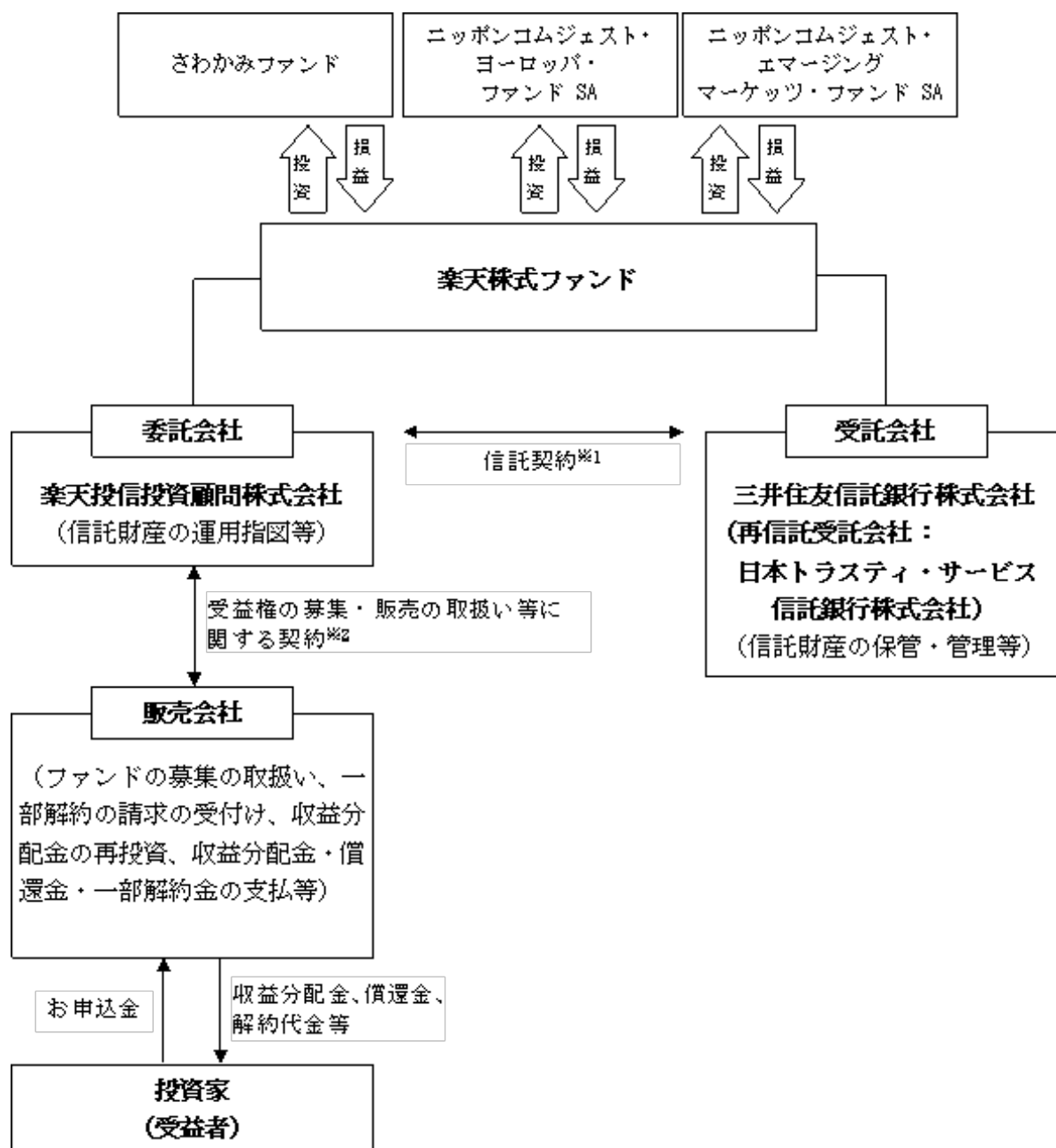
受益権の信託金限度額は、5,000億円です。ただし、受託者と合意の上、当該信託金限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

平成20年5月30日 当ファンド設定日、信託契約締結、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



* 上記は、平成24年4月末日現在の投資対象とする指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券が繰上償還により除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに追加される場合等があります。

1 「信託契約」

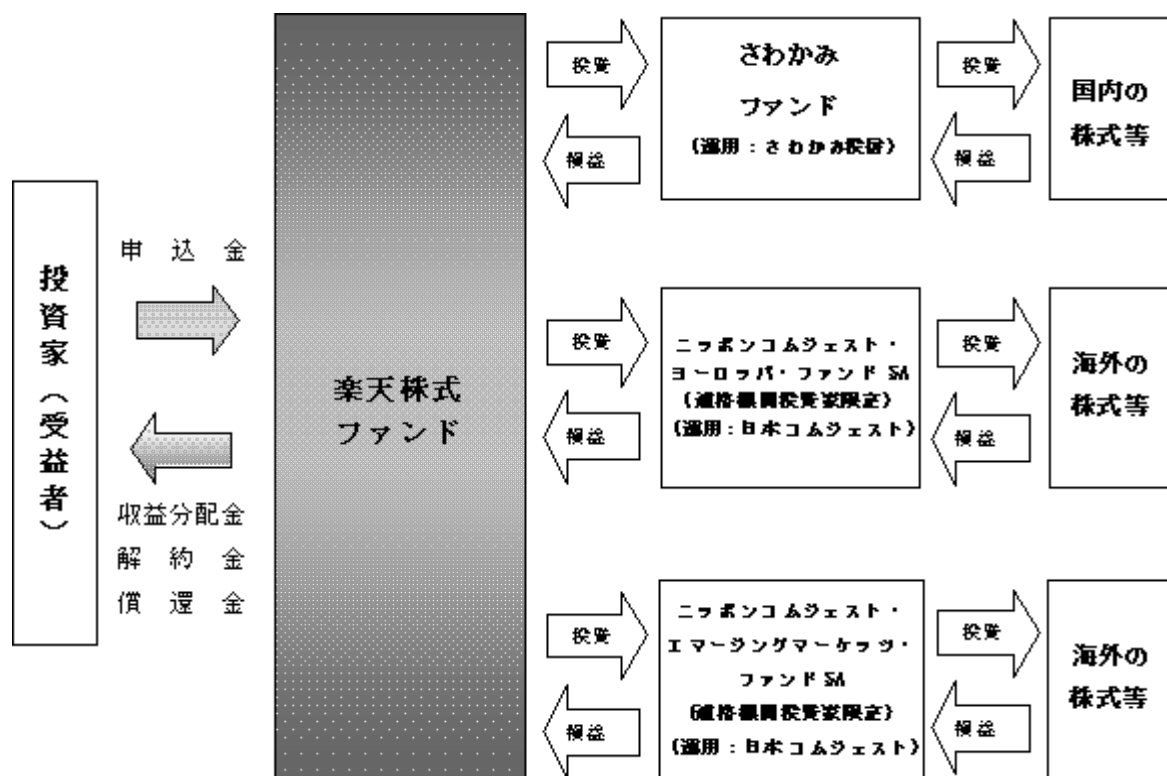
投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

2 「受益権の募集・販売の取扱いに関する契約」

投資信託を取扱うルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

ファンド・オブ・ファンズの仕組み

当ファンドは、投資信託の受益証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



* 上記は、平成24年4月末日現在の投資対象とする指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券が繰上償還により除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに追加される場合等があります。

上記の図はファンド・オブ・ファンズの仕組みを模式的に表わした物です。

委託会社の概況

1) 資本金の額（平成24年4月末日現在）

資本金 150百万円

2) 会社の沿革

平成18年12月28日：「楽天投信株式会社」設立

平成20年1月31日：金融商品取引業者登録〔関東財務局長（金商）第1724号〕

平成21年4月1日：株式会社ポーラスター投資顧問と合併、

商号を「楽天投信投資顧問株式会社」に変更

3) 大株主の状況（平成24年4月末日現在）

名称	住所	所有株式数	所有比率
楽天株式会社	東京都品川区東品川 四丁目12番3号	13,000株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

- 投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的とし、市場の短期的な変動にとらわれることなく運用を行ないます。
- 主として国内外の株式に投資する複数の投資信託証券に分散投資します。

投資態度

- 投資信託証券の組入比率について
当社は、長期的に株価は上昇していくと予想しており、この予想を基に、投資信託証券への投資は、原則として高水準を維持することを基本とします。
ただし、投資環境によっては、現金比率を高めることもあります。
- 組み入れる投資信託証券の選定について
国内外の投資信託証券の中から、投資信託証券の目的、投資方針、投資態度等を調査し、投資するファンドを選定し、投資します。
選定にあたっては、これまでの運用状況〔成績・成果〕だけでなく、運用方針などが一貫して投資信託財産の長期的な成長を目指すものであるかどうか、また、そうした運用が実際に行なわれているかどうか、という点も重視します。
選定の基準に合致している投資信託証券については、今後も随時、追加の組み入れを検討します。
投資している投資信託証券の運用状況をモニターし、運用の目的や方針との整合性を常に確認します。これにそぐわない投資信託証券は、投資対象から除外する場合があります。
- ベンチマークについて
運用成果を比較するための尺度として特定のベンチマークを設けることはしません。

（２）【投資対象】

主として国内外の株式等を投資対象とする投資信託証券を投資対象とします。

当ファンドは、以下に示す投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

指定投資信託証券

- ・追加型証券投資信託 さわかみファンド
- ・追加型証券投資信託 ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA
（適格機関投資家限定）
- ・追加型証券投資信託 ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA
（適格機関投資家限定）

* 上記は、平成24年4月末日現在の投資対象とする指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券が繰上償還により除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに追加となる場合等があります。

* 投資対象とする指定投資信託証券の中には、直接市場に投資するものも、ファミリーファンド方式でマザーファンドを通じて投資するものもあります。

* なお、デリバティブの直接利用は行ないません。

投資の対象とする資産の種類（投資信託約款第16条）

- イ 有価証券
- ロ 金銭債権
- ハ 約束手形

二 為替手形

有価証券の指図範囲（投資信託約款第17条第1項）

イ 証券投資信託の受益証券

ロ コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

ハ 外国または外国の者の発行する証券または証書で上記ロの証券の性質を有するもの

ニ 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

金融商品の指図範囲（投資信託約款第17条第2項）

イ 預金

ロ 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ コール・ローン

ニ 手形割引市場において売買される手形

その他の投資対象（投資信託約款第22条）

投資信託財産において外貨建資産を保有している場合、為替変動リスクを回避し投資信託財産の効率的な運用に資することを目的に、外国為替の売買の予約を指図することができます。

投資対象とする指定投資信託証券の概要

- * 下記の概要は、平成24年4月末日現在で委託会社が知りうる情報を基に作成しております。今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。
- * 今後、繰上償還等により投資対象とする指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに追加となる場合等があります。
- * 投資対象とする指定投資信託証券の組入れ・解約にあたり通常と異なる状況において金額に制限を設ける場合があります。
- * 投資対象とする指定投資信託証券の名称について、「（適格機関投資家専用私募）・（適格機関投資家専用）・（適格機関投資家限定）」の部分省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。
- * 投資対象とする指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

指定投資信託証券の概要

ファンド名	さわかみファンド
運用の基本方針	投資家の方々の資産形成をお手伝いするために、円ベースでの投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的としています。
投資対象	国内外の株式等を主要投資対象としますが、投資対象には特に制限を設けず、積極的かつ長期スタンスの運用により投資信託財産の成長を目指します。

投資態度	運用にあたっては、経済の大きなうねりをとらえて先取り投資することを基本とし、その時点で最も割安と考えられる投資対象に資産を集中配分します。その投資対象資産の中で、将来価値から考えて市場価値が割安と考えられる銘柄に選別投資し、割安が解消するまで持続保有する「バイ・アンド・ホールド型」の長期投資を基本とします。 短期的な成績向上を狙うような無理な投資はしませんが、必要と考えるリスクは敢然と取ります。また、長期的な運用成果を向上させるために、株主総会での議決権行使なども積極的に行なっていきます。
投資制限	株式への投資には、制限を設けません。 外貨建資産への投資には、制限を設けません。 投資信託証券への投資には、制限を設けません。 有価証券先物取引等は、約款第17条（ 1 ）の範囲で行ないます。 スワップ取引は、約款第18条（ 2 ）の範囲で行ないます。 金利先渡取引及び為替先渡取引は、約款第19条（ 3 ）の範囲で行ないます。
収益分配方針	当ファンドは、毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行ないます。 分配対象額の範囲 繰越分を含めた利子・配当収入及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 分配対象額についての分配方針 委託会社が、基準価格水準、市況動向、等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配を行わないこともあります。 留保益の運用方針 収益分配に充てなかった利益の運用については、特に制限を設けません。委託会社の判断に基づいて元本部分と同一の運用を行ないます。

ファンドにかかる費用	信託報酬	純資産総額に対して年率1.05%（税抜 年1.00%）
	販売手数料	なし
	信託財産留保金	1.5%（ただし、一部解約の換金額が信託財産留保金の控除前で50万円以下の場合に限り、信託財産留保金は控除されません。）
	その他費用	ファンドに組入れる有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、および売買委託手数料に対する消費税等に相当する金額の費用は、投資信託財産が負担します。 その他、信託事務の処理に要する諸費用、監査費用、受託者の立替えた立替金の利息等は、投資信託財産から収受する信託報酬より委託会社が支弁します。
その他	委託会社	さわかみ投信株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第328号 （社）投資信託協会加入 / （社）日本証券投資顧問業協会加入
	受託会社	野村信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第29号
	信託期間	原則として無期限
	決算日	毎年8月23日の年1回。休業日にあたる場合には、その翌営業日。

- 1 約款第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取

引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし、（以下同じ。）。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

- 2 約款第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件をもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行なうものとします。

- 3 約款第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価格で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行なうものとします。

本条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

本条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受

渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

指定投資信託証券の概要

ファンド名	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドS A（適格機関投資家限定）
投資対象	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
運用方針	コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託している親投資信託受益証券への投資を通して、主としてヨーロッパ諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。 親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行ないます。 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。 信託財産が運用対象とする有価証券または信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するための有価証券先物取引等は行ないません。 有価証券の貸付は行ないません。
投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の転換社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 外国為替予約取引は約款第25条（ ）の範囲で行ないます。
収益分配時期および分配方法	毎決算時（原則として12月25日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行ないます。 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

ファンドにかかる費用	信託報酬	総額：1.05%（消費税込）
	販売手数料	なし
	信託財産留保金	なし
	その他費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理および信託財産の財務諸表の監査に要する諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。）ならびに受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
その他	委託会社	日本コムジェスト株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1696号 （社）投資信託協会加入 / （社）日本証券投資顧問業協会加入
	受託会社	野村信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第29号
	信託期間	無期限
	決算日	毎年12月25日（休業日の場合は翌営業日）

約款第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占る外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

指定投資信託証券の概要

ファンド名	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドS A（適格機関投資家限定）
投資対象	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
運用方針	コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託している親投資信託受益証券への投資を通して、主として新興諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。 親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行ないます。 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。 信託財産が運用対象とする有価証券または信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するための有価証券先物取引等を行ないません。 有価証券の貸付は行ないません。

投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の転換社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 外国為替予約取引は約款第25条（ ）の範囲で行ないます。
収益分配時期および分配方法	毎決算時（原則として12月25日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行ないます。 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

ファンドにかかる費用	信託報酬	総額：1.05%（消費税込）
	販売手数料	なし
	信託財産留保金	なし
	その他費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理および信託財産の財務諸表の監査に要する諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。）ならびに受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
その他	委託会社	日本コムジェスト株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1696号 （社）投資信託協会加入 / （社）日本証券投資顧問業協会加入
	受託会社	野村信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第29号
	信託期間	無期限
	決算日	毎年12月25日（休業日の場合は翌営業日）

約款第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占る外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（参考）投資対象とする指定投資信託証券の委託会社について

以下は、当ファンドが投資を行なう指定投資信託証券の委託者の沿革について、平成24年4月末日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

[さわかみ投信株式会社]

平成8年（1996年）7月	さわかみ投資顧問株式会社を設立 投資顧問業の登録
平成11年（1999年）4月	さわかみ投信株式会社へ商号変更
平成11年（1999年）5月	投資一任業務の認可 証券投資信託委託業務の認可
平成11年（1999年）8月	「さわかみファンド」設定
平成19年（2007年）9月	金融商品取引業の登録 [関東財務局長（金商）第328号]

[日本コムジェスト株式会社]

平成19年（2007年）3月	日本コムジェスト株式会社を設立
平成19年（2007年）12月	金融商品取引業者の登録 [関東財務局長（金商）第1696号]

（3）【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。

- ・「投資政策委員会」は、代表取締役が直轄する会議体として、経済環境や市場動向等調査・分析に基づき、運用方針、運用計画等の運用に関する事項を協議・検討し、決定します。
- ・「運用会議」は、運用計画等に基づく運用の実施状況や投資環境・市場動向等を勘案して運用計画の変更の要否等の検討を行うなど、具体的な運用に関する事項を協議・検討します。
- ・運用部は「投資政策委員会」で決定された運用計画にしたがって運用を実行します。
- ・コンプライアンス部は、法令等、投資信託約款および社内規定等の遵守状況の確認を行います。

■ 投資政策委員会 …… 毎月開催

- ・直近1ヵ月間の運用結果の評価と当面の投資環境に関する分析をもとに翌月の運用計画を検討し決定します。
- ・代表取締役社長を議長とし、担当役員、運用部長、企画部長、調査部長、コンプライアンス部長で構成します。



■ 運用会議 …… 毎週開催

- ・運用部による直近の運用状況報告と投資環境分析をもとに当面（向こう1週間）の具体的な運用方針を検討します。
- ・代表取締役社長、運用部長、企画部長、調査部長、コンプライアンス部長、運用担当で構成します。



■ 運用部

- ・投資政策委員会の決定した月次の運用計画にしたがい、ファンド毎に定められた運用の基本方針及び法令諸規則に則って運用を実行します。



■ コンプライアンス委員会

- ・ファンドの運用成果の評価および運用にかかるリスクの分析・管理を行ないます。また、ファンドの運用成果、リスクの状況および法令等の遵守状況について、原則として月1回開催、取締役会に報告します。
- ・代表取締役社長、担当役員、運用部長、企画部長、業務部長、総務管理部長、コンプライアンス部長で構成します。

運用体制は平成24年4月末現在のものであり、今後、変更になる場合があります。

当社では、ファンドの適正な運用、受益者との利益相反となる取引の防止を目的として「内部者取引管理規程」「利益相反取引管理規程」等の社内諸規則を設けております。また、「運用の基本方針」「運用業務規程」「運用管理規程」等を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めています。

（４）【分配方針】

当ファンドの収益分配は、毎決算時（毎年３月20日の年１回、休業日にあたる場合には、その翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

イ．分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

ロ．分配対象額についての分配方針

委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。（分配を行なわないこともあります。）

ハ．留保益の運用方針

収益分配に充てなかった利益の運用については、特に制限を設けません。委託会社の判断に基づいて元本部分と同一の運用を行ないます。

当ファンドは分配金再投資専用です。収益分配金は税金を控除した金額を、当ファンドの受益権の取得申込金として、各受益者（販売会社を含みます。）毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。

* 収益分配金を再投資する場合は、販売手数料はかかりません。

* 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権では取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払われ、税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

< 投資信託約款に定められた投資制限 >

株式（約款・運用の基本方針）

株式への直接投資は行ないません。

投資信託証券（約款・運用の基本方針）

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合（約款・第20条）

投資信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として投資信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

ただし、投資信託約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること（投資信託委託会社または販売会社による自己設定が行なわれる場合も含みます。）が定められている投資信託証券については、投資信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の投資信託証券への時価総額の制限を設けません。

資金の借入れ（約款・第29条）

- ・ 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ・ 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ・ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金の借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ・ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

デリバティブの利用（約款・運用の基本方針）

デリバティブの直接利用は行ないません。

外貨建資産への投資割合（約款・運用の基本方針）

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

外国為替予約取引（約款・第22条）

投資信託財産に属する外貨建資産について、為替変動リスクを回避することを目的に外国為替の

売買の予約取引を指図することができます。

3【投資リスク】

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じ、国内外の株式など値動きのある証券に投資します。このため、株式の価格変動等の影響により当ファンドの基準価額は変動し、下落する場合があります。

また、投資する投資信託証券が保有する資産が外貨建てである場合、為替変動による影響も受けます。

したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されるものではなく、これを割り込むことがあります。運用によるこうした基準価額の変動による損益は、すべて投資家の皆様に帰属します。

投資家の皆様には、当ファンドが有するリスクについてご理解のうえ投資判断をしていただくようお願いいたします。投資信託は預貯金と異なります。

投資対象とする投資信託証券が有する主なリスクは以下のとおりですが、当ファンドにかかる全てのリスクを網羅しておりませんのでご留意下さい。

イ 価格変動リスク

一般に株式等の価格（株価等）は、国内外の政治・経済情勢や株式を発行している企業の業績、市場の需給等、さまざまな要因を反映して大きく変動します。

ロ 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

ハ 信用リスク

一般に投資した企業の経営等に重大な危険が生じた場合やそれらに関する当該企業に対する外部評価の変化等により、当該企業の株価が下落し、損失を被るリスクがあります。

ニ 為替変動リスクおよびカントリーリスク

外貨建資産を保有する場合は、当該通貨と円との為替変動の影響を受け損失を生ずることがあります。また、当該国・地域の政治・経済・社会情勢等の変化により市場に大きな混乱が生じた場合、重大な損失が生ずるリスクがあります。

ホ システムリスク・市場リスク

証券市場や外国為替市場は、世界的な政治・経済情勢の急変または天災地変もしくはコンピュータ・ネットワークの不具合など諸事情により閉鎖されたり大きく影響を受けたりすることがあります。これらによりファンドの投資方針に沿った運用ができなくなる場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなる場合があります。

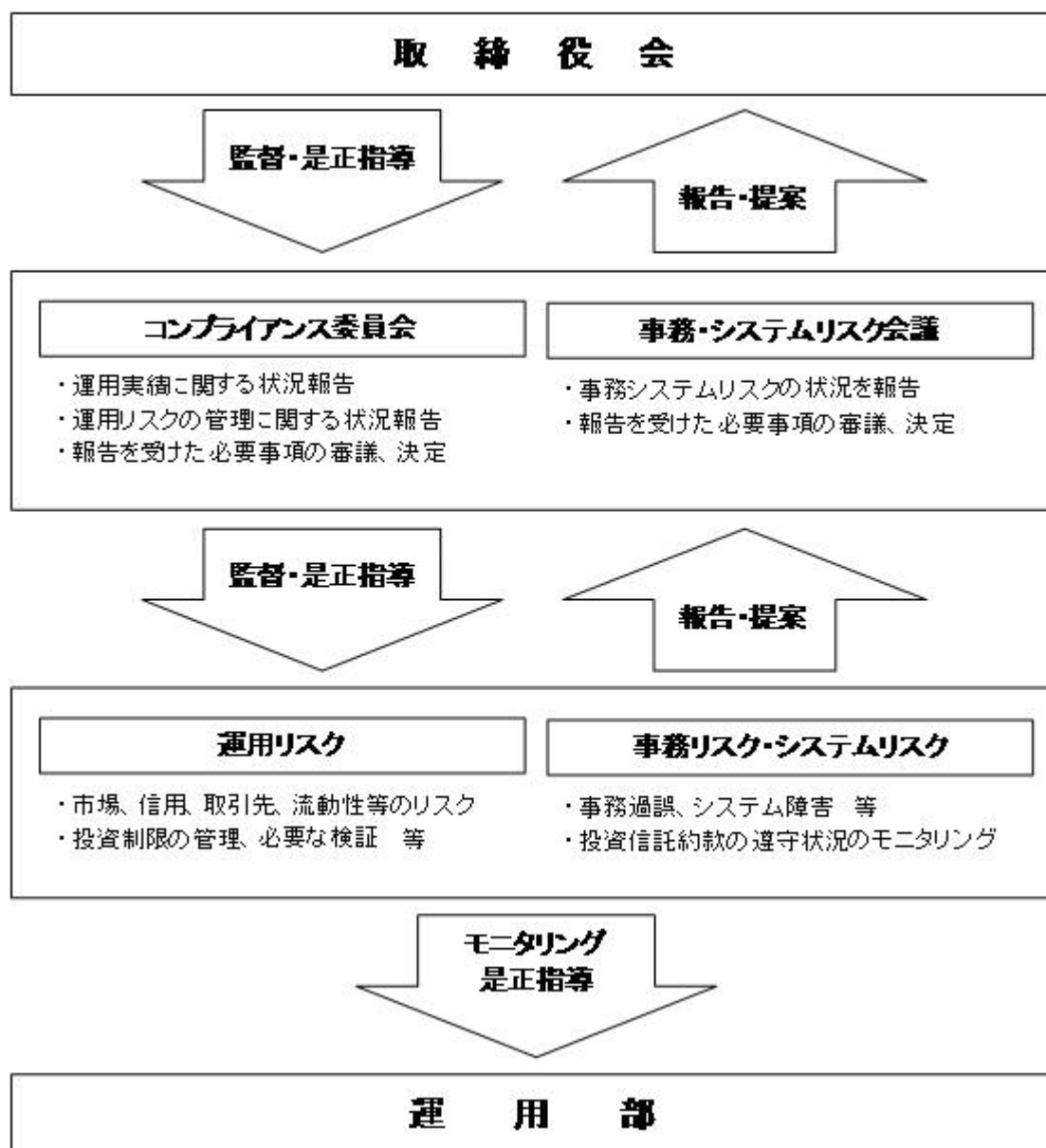
ヘ ファンド資産の流出によるリスク

多額の解約が一時的にあった場合には、資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならないこともあります。その際に当該売却注文が市場価格に影響を与えること等により損失を被るリスクがあります。

* 当ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、当ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

リスク管理体制

当社におけるリスク管理体制は以下のとおりです。



* 全社的リスク管理

委託会社では、コンプライアンス部を設置し全社的なリスク管理を行なっています。法令諸規則等の遵守状況やリスク管理状況については、コンプライアンス委員会や事務・システムリスク会議を通じて取締役会に報告されます。

また、コンプライアンス部は各種リスク（運用リスク、事務システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告やリスクの低減に係る施策などの構築を行なっています。

* パフォーマンス評価の分析とリスク管理

コンプライアンス部は、投資信託財産についての運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク管理状況のモニタリングを行ない、その評価と分析の結果をコンプライアンス委員会に報告し、必要に応じて関連部にその対応等を指示し、適切な管理を行ないます。また、コンプライアンス委員会の内容は、毎月取締役会に報告されます。

* 法令諸規則等の遵守状況のモニタリングとリスク管理

コンプライアンス部は、投資信託財産の運用等についての法令諸規則や投資信託約款等の遵守状況のモニタリングを行ないます。その結果はコンプライアンス委員会に報告され、必要場合は関連部にその対応等を指示し、適切な管理を行ないます。また、コンプライアンス委員会の内容は、毎月取締

役会に報告されます。

* 上記体制は、本書提出日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料はありません。

また、収益分配金を再投資する場合についても、申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金・解約手数料はありません。

信託財産留保額

解約請求の約定日の基準価額に0.5%を乗じて得た額を信託財産留保額とします。

* 換金の詳細については販売会社にご確認下さい。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年0.8715%（税抜年0.83%）の率を乗じて得た額とし、信託報酬にかかる委託会社、受託会社および販売会社の間の配分は次のとおりになります。

委託会社	受託会社	販売会社
年 0.525% （税抜 年0.50%）	年 0.0315% （税抜 年0.03%）	年 0.315% （税抜 年0.30%）

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日（当該日が休業日のときは翌営業日とします。）および毎計算期間終了日（当該日が休業日のときは翌営業日とします。）に当該終了日までに計上された金額ならびに信託の終了時に終了日までに計上された金額を投資信託財産中から支弁するものとします。

また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額等を投資信託財産は負担します。

* 税額は、税法が改正された場合等には、その内容が変更されることがあります。

* 上記費用の他、当ファンドが投資対象とする投資信託証券（ファンド）にも、その運用・管理に係る信託報酬等がかかります。楽天株式ファンドの信託報酬と、そこに組み入れるファンドの信託報酬とを合わせた「実質的な信託報酬」は、ファンドをどれだけ組み入れるかによって変わってきます。概算では、年1.7%±0.2%（税抜年1.62%±0.2%）です。

（参考）ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬

投資信託証券の名称	信託報酬（年率）
さわかみファンド	1.05% （税抜1.00%）
ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドS A （適格機関投資家限定）	1.05% （税抜1.00%）
ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドS A （適格機関投資家限定）	1.05% （税抜1.00%）

（４）【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額、受託会社の立替えた立替金の利息、法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額、およびその他投資信託財産の運営にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産の中から支弁します。

証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外貨建資産の保管に要する費用についても、投資信託財産が負担します。

投資信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は投資信託財産の中から支弁します。

* その他の手数料等については、運用状況により変動するものであり、事前に料率や上限額を表示することができません。また、費用の合計額は、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため表示することができません。

手数料等に関するお問合せにつきましては、下記にご照会下さい。

委託会社のお問合先

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口：電話番号 03-6717-1900

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.rakuten-toushin.co.jp>

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として扱われます。

個人の受益者の場合

1) 収益分配金の取扱い

収益分配金は、配当所得として課税され、平成25年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、申告不要制度を選択せずに、総合課税もしくは申告分離課税のいずれかを選択して確定申告を行うこともできます。

2) 一部解約金・償還金の取扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、平成25年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）においては、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。

上記1）および2）の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成26年1月1日より、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

3) 損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行なうことにより上場株式の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

法人の受益者の場合

平成25年12月31日までの間は、収益分配金及び一部解約金・償還金の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

また、上記の税率は、平成26年1月1日より、15%（所得税のみ）となる予定です。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

なお、上記の税金に加え、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで、上記各記載の所得税率に基づく所得税額に対して2.1%の税率による復興特別所得税が課されます。

税法が改正された場合等は、上記「（５）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成24年3月30日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	208,765,508	95.54
内 日本	208,765,508	95.54
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	9,754,863	4.46
純資産総額	218,520,371	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位3銘柄

(平成24年3月30日現在)

	銘柄名 地域	種類 業種	口数 (口)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	さわかみファンド 日本	投資信託 受益証券 -	72,764,922	1.2119 88,191,085	1.2107 88,096,491	40.32
2	ニッポンコムジェスト・エマージン グマーケット・ファンドS A 日本	投資信託 受益証券 -	81,425,595	0.9509 77,435,740	0.9283 75,587,379	34.59
3	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ ・ファンドS A 日本	投資信託 受益証券 -	50,619,401	0.8873 44,919,656	0.8906 45,081,638	20.63

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b 種類別投資比率

(平成24年3月30日現在)

投資有価証券の種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	95.54
合計	95.54

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年3月30日現在及び同日前1年以内における各月末営業日（設定来）の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額	1口当たりの純資産額
--	-------	------------

	分配落 (円)	分配付 (円)	分配落 (円)	分配付 (円)
設定時 (平成20年5月30日)	122,265,469	-	1.0000	-
第1計算期間末 (平成21年3月23日)	132,883,134	132,883,134	0.6830	0.6830
第2計算期間末 (平成22年3月23日)	215,028,186	215,028,186	0.9251	0.9251
第3計算期間末 (平成23年3月22日)	196,996,355	196,996,355	0.8623	0.8623
平成23年3月末日	210,475,504	-	0.9175	-
4月末日	212,281,003	-	0.9357	-
5月末日	207,819,252	-	0.9109	-
6月末日	209,482,591	-	0.9097	-
7月末日	206,933,156	-	0.8960	-
8月末日	189,169,462	-	0.8025	-
9月末日	183,282,541	-	0.7691	-
10月末日	195,625,570	-	0.8129	-
11月末日	183,769,688	-	0.7641	-
12月末日	183,830,347	-	0.7587	-
平成24年1月末日	196,198,412	-	0.8010	-
2月末日	215,793,895	-	0.8839	-
第4計算期間末 (平成24年3月21日)	221,250,817	221,250,817	0.9161	0.9161
3月末日	218,520,371	-	0.9084	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	31.7
第2計算期間	35.4
第3計算期間	6.8
第4計算期間	6.2

収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下第2位を四捨五入しております。また、第1期の収益率は、額面価額を基準に算出しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1計算期間	236,994,870	42,424,079	194,570,791
第2計算期間	93,340,479	55,462,205	232,449,065

第3計算期間	55,423,676	59,411,647	228,461,094
第4計算期間	46,628,566	33,580,188	241,509,472

（注）当初申込期間中の設定数量は122,265,469口です。

（参考情報）

2012年3月30日現在 ※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

（注）当初設定日（2008年5月30日）～2012年3月30日



基準価額	9,084 円
純資産総額	218 百万円

※第1期から第4期において分配金を支払っていないため、「分配金再投資基準価額」を表示していません。

※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

決算期	第1期	第2期	第3期	第4期	設定来累計
分配金	2009年3月 0円	2010年3月 0円	2011年3月 0円	2012年3月 0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配金が支払われない場合もあります。

主な資産の状況

資産名	投資比率
投資信託証券	95.5%
さわかみファンド	40.3%
ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA	34.6%
ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA	20.6%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	4.5%
純資産総額	100.0%

※投資比率は、純資産総額に対する各資産の評価額の比率です。

参考情報 - 組入ファンドのポートフォリオ（組入株式上位10銘柄）（2012年3月30日現在）

銘柄	業種名	組入比率
トヨタ自動車	輸送用機器	4.32%
ブリヂストン	ゴム製品	3.41%
三菱重工業	機械	3.05%
商船三井	海運業	2.39%
国鉄石油開発産業	鉱業	2.33%
花王	化学	2.27%
信越化学工業	化学	2.01%
パナソニック	電気機器	1.98%
デンソー	輸送用機器	1.85%
本田技研工業	輸送用機器	1.69%

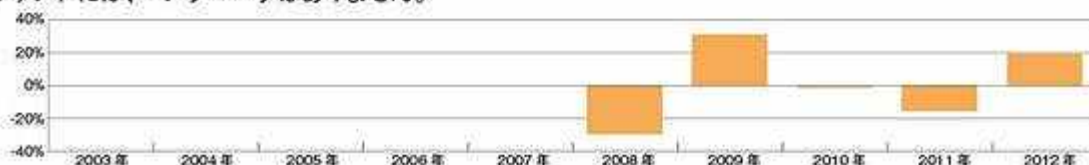
銘柄	業種名	国	組入比率
ESSILOR INTL	ヘルスケア	フランス	6.6%
SAP AG	情報技術	ドイツ	5.6%
INDITEX	一般消費財・サービス	スペイン	5.3%
SODEXO	一般消費財・サービス	フランス	5.0%
DANONE	生活必需品	フランス	4.8%
COLOPLAST-B	ヘルスケア	デンマーク	4.6%
LINDE AG	素材	ドイツ	4.6%
DASSAULT SYSTEMES SA	情報技術	フランス	4.5%
LVMH MOËT HENNESSY	一般消費財・サービス	フランス	4.1%
HENNES & MAURITZ AB	一般消費財・サービス	スウェーデン	4.1%

銘柄	業種名	国	組入比率
TAIWAN SEMICONDUCTOR-ADR	情報技術	台湾	6.2%
JBS SA	生活必需品	ブラジル	3.9%
CHINA LIFE INSURANCE	金融	中国	3.7%
HEINEKEN NV	生活必需品	オランダ	3.6%
NASPERS LTD-N SHS	一般消費財・サービス	南アフリカ	3.5%
BHARAT HEAVY ELECTRICALS	資本財・サービス	インド	3.4%
CCR SA	資本財・サービス	ブラジル	3.4%
NEWCREST MINING LTD	素材	オーストラリア	3.2%
BUNGE LTD	生活必需品	アメリカ	3.0%
TENCENT HOLDINGS	情報技術	中国	3.0%

※組入比率は、各組入ファンドのそれぞれの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

年間収益率の推移（暦年ベース）

当ファンドには、ベンチマークはありません。



※ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※2008年は設定日（2008年5月30日）から年末、2012年は3月30日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績については、委託会社のホームページまたは販売会社にてご確認ください。

[次へ](#)

以下は、当ファンドが投資対象としている投資信託受益証券の運用状況（平成24年3月30日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載しています。）です。

「さわかみファンド」

（１）投資状況

（平成24年3月30日現在）

資産の種類	時価合計（百万円）	投資比率（％）
株式	237,826	98.18
現金・預金・その他資産（負債控除後）	4,409	1.82
合計（純資産総額）	242,235	100.0

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 組入銘柄評価額上位10銘柄

（平成24年3月30日現在）

国／地域	種別	銘柄名	業種	株数	評価金額	投資比率（％）
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	2,930,000	10,460,100,000	4.32
日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	4,120,000	8,264,720,000	3.41
日本	株式	三菱重工業	機械	18,417,000	7,385,217,000	3.05
日本	株式	商船三井	海運業	16,100,000	5,796,000,000	2.39
日本	株式	国際石油開発帝石	鉱業	10,100	5,645,900,000	2.33
日本	株式	花王	化学	2,534,900	5,505,802,800	2.27
日本	株式	信越化学工業	化学	1,020,000	4,875,600,000	2.01
日本	株式	パナソニック	電気機器	6,300,000	4,794,300,000	1.98
日本	株式	デンソー	輸送用機器	1,620,000	4,479,300,000	1.85
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	1,300,000	4,088,500,000	1.69

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

（注2）各銘柄の業種は、東京証券取引所の33業種分類によります。

b. 業種別の上位投資比率

（平成24年3月30日現在）

資産の種類	業種	投資比率（％）
株式	電気機器	16.9
	機械	14.4
	化学	13.7
	輸送用機器	12.0
	鉄鋼	4.9
	ガラス・土石製品	4.7
	ゴム製品	3.4
	食料品	3.3
	精密機器	2.6
	医薬品	2.5

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価金額の比率です。

（注2）各業種は、東京証券取引所の33業種分類によります。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

「ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドS A」

（１）投資状況

（平成24年3月30日現在）

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	2,137,470,742	100.00
現金・預金・その他資産（負債控除後）	-70,826	0.00
合計（純資産総額）	2,137,399,916	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

<ご参考>

「ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドS A」が主要投資対象としている親投資信託「ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ マザーファンド」の状況（平成24年3月30日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載しています。）は次の通りです。投資比率は、マザーファンドにおける純資産総額に占める割合です。

（１）投資状況

（平成24年3月30日現在）

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	2,058,446,761	96.30
現金・預金・その他資産（負債控除後）	79,040,100	3.70
合計（純資産総額）	2,137,486,861	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 組入銘柄評価額上位10銘柄

（平成24年3月30日現在）

国／地域	種別	銘柄名	業種	投資比率（％）
フランス	株式	ESSILOR INTL	ヘルスケア	6.6
ドイツ	株式	SAP AG	情報技術	5.6
スペイン	株式	INDITEX	一般消費財・サービス	5.3
フランス	株式	SODEXO	一般消費財・サービス	5.0
フランス	株式	DANONE	生活必需品	4.8
デンマーク	株式	COLOPLAST -B	ヘルスケア	4.6
ドイツ	株式	LINDE AG	素材	4.6
フランス	株式	DASSAULT SYSTEMES SA	情報技術	4.5
フランス	株式	LVMH MOET HENNESSY	一般消費財・サービス	4.1
スウェーデン	株式	HENNES & MAURITZ AB	一般消費財・サービス	4.1

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(注2)国／地域の別は、コムジェスト・エス・エーの判断に基づいています。

b. 国別の投資比率

（平成24年3月30日現在）

資産の種類	国別	投資比率（％）
株式	フランス	31.7
	スイス	13.7
	ドイツ	13.2
	イギリス	10.1
	デンマーク	9.6
	スペイン	6.9
	スウェーデン	4.1
	オランダ	3.6
	ポルトガル	1.5
	ベルギー	1.2
	イタリア	0.8

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該国別の評価金額の比率です。

(注2)国／地域の別は、コムジェスト・エス・エーの判断に基づいています。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

「ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドS A」

（１）投資状況

（平成24年3月30日現在）

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	2,994,011,871	100.00
現金・預金・その他資産（負債控除後）	-91,545	0.00
合計（純資産総額）	2,993,920,326	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

<ご参考>

「ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドS A」が主要投資対象としている親投資信託「ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット マザーファンド」の状況（平成24年3月30日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載しています。）は次の通りです。投資比率は、マザーファンドにおける純資産総額に占める割合です。

（１）投資状況

（平成24年3月30日現在）

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	3,082,063,067	96.63

現金・預金・その他資産（負債控除後）	107,335,759	3.37
合計（純資産総額）	3,189,398,826	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 組入銘柄評価額上位10銘柄

（平成24年3月30日現在）

国／地域	種別	銘柄名	業種	投資比率 （％）
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR-ADR	情報技術	6.2
ブラジル	株式	JBS SA	生活必需品	3.9
中国	株式	CHINA LIFE INSURANCE	金融	3.7
オランダ	株式	HEINEKEN NV	生活必需品	3.6
南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	一般消費財・サービス	3.5
インド	株式	BHARAT HEAVY ELECTRICALS	資本財・サービス	3.4
ブラジル	株式	CCR SA	資本財・サービス	3.4
オーストラリア	株式	NEWCREST MINING LTD	素材	3.2
アメリカ	株式	BUNGE LTD	生活必需品	3.0
中国	株式	TENCENT HOLDINGS	情報技術	3.0

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

（注2）国／地域の別は、コムジェスト・エス・エーの判断に基づいています。

b. 国別の投資比率

（平成24年3月30日現在）

資産の種類	国別	投資比率（％）
株式	ブラジル	16.3
	南アフリカ	12.1
	中国	11.1
	台湾	10.8
	ロシア	7.0
	インド	5.4
	韓国	5.1
	メキシコ	4.5
	ウクライナ	4.4
	オランダ	3.6
	オーストラリア	3.2
	アメリカ	3.0
	マレーシア	2.8
	アルゼンチン	2.2
	トルコ	1.8
	チリ	1.7
	マリ	1.6

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該国別の評価金額の比率です。

（注2）国／地域の別は、コムジェスト・エス・エーの判断に基づいています。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込み下さい。

取得申込みの受付は、毎営業日行ないます。ただし、継続申込期間において、取得申込日がユーロネクスト・パリ（証券取引所）、ルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日に該当する日は受付を行いません。

受益権の申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

買付口数の計算に用いる当該受益権の販売価額は、取得申込受付日の翌々営業日における基準価額とします。なお、申込手数料はありません。

受益権の取得申込者は、販売会社または販売会社の指定する口座管理機関との間で、「総合取引約款」による「証券投資信託の総合取引に関する契約」、「投資信託契約振替決済口座管理約款」による契約および「自動けいぞく投資約款」による契約を締結していただきます。

申込受付時間は、原則として営業日の午後3時以前で販売会社が定める時限までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。

当ファンドのお取引については、金融商品取引法第37条の6に定める「書面による契約の解除」（いわゆる「クーリング・オフ」）の適用はありません。

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、買付のお申込みを制限すること、および当該取得申込の受け付けを中止すること、ならびにすでに受付けた買付の申込みの受付を取り消す場合があります。

* 当ファンドの取得申込者は、販売会社に取得申込みと同時に、またはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をする社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加信託により生じた受益権について追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないません。

* 申込み（販売）手続等の詳細は、販売会社または下記の照会先までお問合わせください。

委託会社のお問合せ先

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口：電話番号 03-6717-1900

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

インターネットホームページ：<http://www.rakuten-toushin.co.jp>

2【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。請求の受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。

ただし、一部解約の実行の請求日がユーロネクスト・パリ（証券取引所）の休業日、ルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日に該当する日は受付を行いません。

受益者は、販売会社に1口以上1口単位をもって、一部解約の請求をすることができます。

解約価額は、解約請求受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額）を控除した額とします。

* 基準価額は、委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受けた日から起算して7営業日目から支払われます。

手取り金額（解約代金）は、解約口数に信託財産留保額を控除した基準価額（解約価額）を乗じたものから源泉徴収税額を控除した額となります。なお、換金の費用や税金については、詳しくは「第2部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

ファンドの規模および商品性格などに基づき運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には、受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

委託会社は、取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。その場合、受益者は一部解約の実行の請求の受付中止以前に行なった一部解約の実行の請求を撤回できるものとします。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該一部解約の実行の請求の受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取り扱うこととします。

一部解約に際しては、長期保有しようとする他の投資家に不利益が生じないように、つまり換金による資産売却などが残りの信託財産を傷つけないために、基準価額に対して0.5%の率で信託財産留保額を控除され、信託財産に留保されます。

* 一部解約の実行の請求は、振替受益権をもって行なうものとします。当該請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

* 換金（解約）手続等の詳細は、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社のお問合せ先

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口：電話番号 03-6717-1900

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

インターネットホームページ：<http://www.rakuten-toushin.co.jp>

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社團法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

基準価額は、委託会社の毎営業日に算出され、委託会社（下記の照会先を参照。）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は１万口単位で表示されたものが発表されます。

委託会社へのお問い合わせにつきましては、下記照会先にお問い合わせください。

委託会社のお問合せ先

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口：電話番号 03-6717-1900

受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで

インターネットホームページ：<http://www.rakuten-toushin.co.jp>

追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じて得た額とします。

（２）【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は、原則として無期限です。ただし、下記の「（５）その他 １）信託の終了（繰上償還）」の場合、信託は終了します。

（４）【計算期間】

計算期間は、原則として毎年３月21日から翌年３月20日までとします。なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、下記「（５）その他 １）信託の終了（繰上償還）」による解約の日までとします。

（５）【その他】

１）信託の終了（繰上償還）

イ 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

ａ 受益者の解約により受益権口数が10億口を下回ることとなった場合。

ｂ 繰上償還することが受益者のために有利であると認めたとき。

ｃ やむを得ない事情が発生したとき。

ロ この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。

ハ 委託会社は、監督官庁よりこの信託約款の解約の命令を受けたときなどには、下記「書面決

議」の手続きは適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

二 繰上償還を行なう場合は、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) 信託約款の変更等

イ 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができるものとします。投資信託約款の変更または併合を行なう際は、あらかじめ委託会社はその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

ロ 委託会社は、上記イの変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合について、あらかじめ、変更または併合しようとする旨、およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付し、書面決議を行ないます。

ハ 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、下記の「書面決議」の規定にしたがいます。

3) 書面決議

イ 繰上償還、投資信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。あらかじめ、書面決議の日、内容、理由などを定め、決議の日の2週間前までに受益者に対して書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を行ないます。

ロ 受益者は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成したものとみなします。

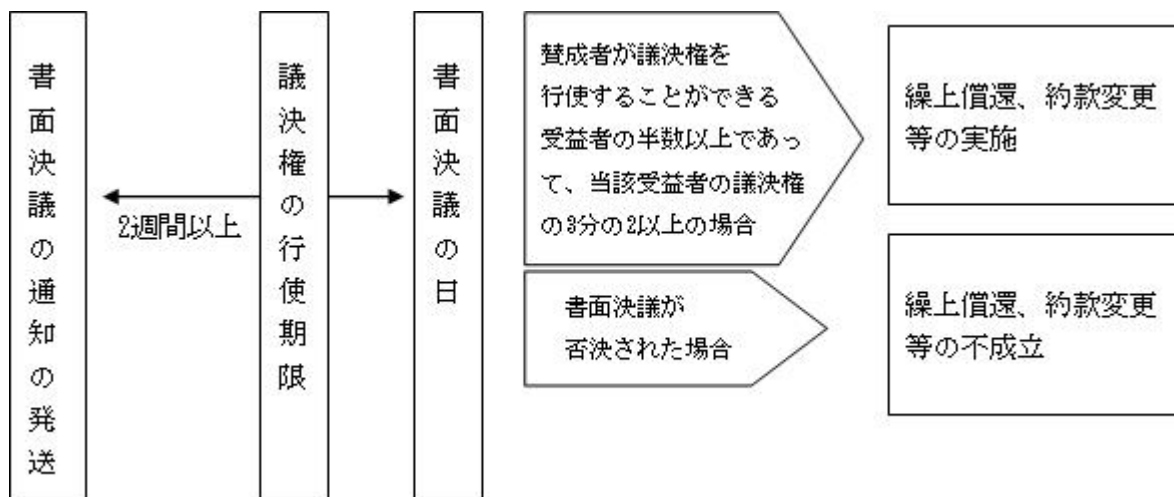
ハ 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

二 繰上償還、投資信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。

ホ 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、他のファンドとの併合を行なうことはできません。

ヘ 当ファンドの繰上償還、投資信託約款の重大な変更または併合を行なう場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

< 書面決議の主な流れ >



4) 運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、かつ、これを販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

5) 投資信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期間末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。また、受託会社は、信託終了のときは最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

6) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

イ 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は上記の「2) 信託約款の変更等」にしたがい、新受託会社を選任します。

ロ 委託会社が新受託会社を選任することができないとき、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。

7) 公告

公告は委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス <http://www.rakuten-toushin.co.jp>

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合は、公告は、日本経済新聞に掲載します。

8) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

9) 投資信託約款に関する疑義の取扱い

投資信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めま

す。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

当ファンドは分配金再投資専用であるため、原則として、収益分配金は毎計算期間終了日において振替機関等の振替口座に記載または記録されている受益者に支払われ、毎計算期間終了日の翌営業日に税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、償還日（償還日が休業日にあたる場合には、その翌営業日。）から起算して7営業日目）から、販売会社の営業所等にて償

還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払われます。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

(3) 一部解約（換金）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。

一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、7営業日目から受益者に支払います。（詳しくは、上記の「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。）

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

投資信託契約の解約〔3 資産管理等の概要（5）その他 1）信託の終了（繰上償還）〕、または投資信託約款の変更〔同 2）信託約款の変更〕を行なう場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

ただし、第3期計算期間（平成22年3月24日から平成23年3月22日まで）については、改正前の財務諸表等規則及び投資信託財産計算規則に基づいて、第4期計算期間（平成23年3月23日から平成24年3月21日まで）については、改正後の財務諸表等規則及び投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（平成22年3月24日から平成23年3月22日まで）の財務諸表ならびに第4期計算期間（平成23年3月23日から平成24年3月21日まで）の財務諸表について、太陽ASG有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

楽天株式ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成23年3月22日現在	当期 平成24年3月21日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	799,867	861,915
コール・ローン	10,771,871	12,305,615
投資信託受益証券	190,478,108	210,546,481
流動資産合計	202,049,846	223,714,011
資産合計	202,049,846	223,714,011
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,015,047	1,383,668
未払受託者報酬	33,815	29,988
未払委託者報酬	902,949	800,907
その他未払費用	101,680	248,631
流動負債合計	5,053,491	2,463,194
負債合計	5,053,491	2,463,194
純資産の部		
元本等		
元本	228,461,094	241,509,472
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	31,464,739	20,258,655
（分配準備積立金）	4,500,896	6,747,019
元本等合計	196,996,355	221,250,817
純資産合計	196,996,355	221,250,817
負債純資産合計	202,049,846	223,714,011

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成22年3月24日 至 平成23年3月22日	当期 自 平成23年3月23日 至 平成24年3月21日
営業収益		
受取利息	12,269	8,603
有価証券売買等損益	11,351,106	16,068,372
営業収益合計	11,338,837	16,076,975
営業費用		
受託者報酬	66,466	62,247
委託者報酬	1,774,986	1,662,034
その他費用	1,058,808	486,727
営業費用合計	2,900,260	2,211,008
営業利益又は営業損失（ ）	14,239,097	13,865,967
経常利益又は経常損失（ ）	14,239,097	13,865,967
当期純利益又は当期純損失（ ）	14,239,097	13,865,967
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,273,249	163,801
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	17,420,879	31,464,739
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,899,736	4,714,117
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,899,736	4,714,117
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,977,748	7,537,801
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,977,748	7,537,801
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	31,464,739	20,258,655

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	前期 自 平成22年3月24日 至 平成23年3月22日	当期 自 平成23年3月23日 至 平成24年3月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価の評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は前期末および当期末が休日のため、平成22年3月24日から平成23年3月22日までとなっております。	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は前期末および当期末が休日のため、平成23年3月23日から平成24年3月21日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	前期 平成23年3月22日現在	当期 平成24年3月21日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	228,461,094口	241,509,472口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 31,464,739円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 20,258,655円であります。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.8623円 (8,623円)	0.9161円 (9,161円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	前期 自 平成22年3月24日 至 平成23年3月22日	当期 自 平成23年3月23日 至 平成24年3月21日
-----	------------------------------------	------------------------------------

分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（1,157,543円）及び分配準備積立金（4,500,896円）より分配対象額は5,658,439円（1万口当たり247円）であります。分配は行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（7,435円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（2,776,691円）、投資信託約款に規定される収益調整金（2,082,846円）及び分配準備積立金（3,962,893円）より分配対象額は8,829,865円（1万口当たり365.61円）であります。分配は行っておりません。
----------	--	---

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項 目	前期 自 平成22年3月24日 至 平成23年3月22日	当期 自 平成23年3月23日 至 平成24年3月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき金融商品を保有しております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、売買目的有価証券のほか、コールローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しています。当該金融商品は金利変動リスク、価格変動リスク及び信用リスク等に晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類ごとに行っております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項 目	前期 自 平成22年3月24日 至 平成23年3月22日	当期 自 平成23年3月23日 至 平成24年3月21日
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)上記以外の金銭債権及び金銭債務 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 平成23年3月22日現在	当期 平成24年3月21日現在
	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	10,775,234	14,387,363
合計	10,775,234	14,387,363

(デリバティブ取引に関する注記)

前期 平成23年3月22日現在	当期 平成24年3月21日現在
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 平成22年3月24日 至 平成23年3月22日	当期 自 平成23年3月23日 至 平成24年3月21日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

項 目	前期 自 平成22年3月24日 至 平成23年3月22日	当期 自 平成23年3月23日 至 平成24年3月21日
元本の推移		
期首元本額	232,449,065円	228,461,094円
期中追加設定元本額	55,423,676円	46,628,566円

期中一部解約元本額	59,411,647円	33,580,188円
-----------	-------------	-------------

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１） 株式

該当事項はありません。

（２） 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 （ 円 ）	評価額 （ 円 ）
投資信託 受益証券	さわかみファンド	72,764,922	88,191,085
	ニッポンコムジェスト・エマージング マーケッツ・ファンドＳＡ	81,425,595	77,435,740
	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ ファンドＳＡ	50,619,401	44,919,656
投資信託受益証券 合計		204,809,918	210,546,481
合計		204,809,918	210,546,481

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成24年3月30日現在）

項目	金額または口数
資産総額	219,568,774円
負債総額	1,048,403円
純資産総額（ - ）	218,520,371円
発行済数量	240,564,065口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.9084円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合その他やむをえない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（1）投資信託受益証券の名義書換

受益者は、委託会社がやむをえない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者名簿

該当事項はありません。

（3）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益証券の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（6）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（7）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定さ

れた受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。）に支払います。

（８）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成24年4月末日現在）

資本金	150百万円
発行する株式の総数	30,000株
発行済株式の総数	13,000株

* 最近5年間における資本金の額の推移

平成18年12月28日	50百万円
平成19年 9月10日	75百万円
平成20年 7月10日	150百万円
平成22年 2月25日	225百万円
平成22年 3月29日	150百万円

(2) 会社の意思決定機構

取締役会

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠のために選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会は、その決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。またその決議をもって、代表取締役を選任します。

取締役会は、取締役会長または取締役社長が招集し、招集者がその議長となります。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議により定められた順序により、他の取締役がこれに代わります。

取締役会の招集通知は、会日から原則として1週間前までにこれを発します。ただし、緊急のときなどは、この期間を短縮することができます。また各取締役および監査役全員の同意があるときは、これを省略することができます。

取締役会は、会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数の賛成をもって行ないます。

監査役

経営のチェック機能として、業務監査および会計監査による違法または著しく不当な職務執行行為の監査を行ないます。

（本書提出日現在）

(3) 運用の意思決定プロセス

投資政策委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しを検討し、これを基に資産配分の基本方針を決定します。

運用部は、投資政策委員会の決定に基づき、具体的な運用方針を決定します。

運用部のファンドマネージャーは、上記運用方針および運用に係る諸規則等に当たって、ポートフォリオを構築・管理します。

運用に関するパフォーマンス分析・評価および法令等遵守状況のモニタリング・リスク管理については、運用部門から独立したコンプライアンス部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用を実現できる体制の維持に努めます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用

業）を行なっています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言・代理業務を行なっています。

平成24年4月末日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

（親投資信託を除きます。）

種 類	本 数	純資産総額
追加型株式投資信託	13本	38,470百万円
合 計	13本	38,470百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である楽天投信投資顧問株式会社（以下「当社」といいます。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます。）、並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成21年3月24日付内閣府令第5号により改正されておりますが、第4期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第5期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年8月30日大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）、並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業者等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び、第5期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表と、第6期中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表について、太陽A S G有限責任監査法人の監査及び、中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		第 4 期 (平成22年3月31日現在)		第 5 期 (平成23年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			361,227		92,367
前払費用			833		354
未収委託者報酬			5,638		16,492
未収運用受託報酬			3,293		2,475
未収収益	2		2,100		3,151
立替金			-		4,093
その他			6,346		926
流動資産合計			379,438		119,862
固定資産					
有形固定資産	1		13,350		10,910
建物		8,981		8,156	
器具備品		4,368		2,754	
無形固定資産			1,630		1,160
ソフトウェア		1,630		1,160	
投資その他の資産			3,061		53,071
投資有価証券		-		50,015	
長期前払費用		3,061		3,056	
固定資産合計			18,043		65,143
資産合計			397,481		185,005

		第 4 期 (平成22年3月31日現在)		第 5 期 (平成23年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			4,809		4,280
未払金			92,500		2,000
未払費用	2		9,678		14,698
未払法人税等			2,589		1,926
リース債務			441		441
賞与引当金			1,840		2,252
流動負債合計			111,859		25,598
固定負債					
繰延税金負債			-		6
リース債務			1,323		882
固定負債合計			1,323		888
負債合計			113,182		26,486

		第 4 期 (平成22年3月31日現在)		第 5 期 (平成23年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(純資産の部)					
株主資本			284,299		158,510
資本金			150,000		150,000

資本剰余金			629,716		629,716
資本準備金		400,000		400,000	
その他資本剰余金		229,716		229,716	
利益剰余金			495,416		621,205
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		495,416		621,205	
評価・換算差額等			-		8
その他有価証券評価差額金		-		8	
純資産合計			284,299		158,519
負債・純資産合計			397,481		185,005

(2) 【損益計算書】

		第 4 期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)		第 5 期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
委託者報酬		13,786		58,855	
運用受託報酬		16,751		10,000	
その他営業収益	2	24,000		33,004	
営業収益計			54,538		101,860
営業費用					
支払手数料		6,006		22,936	
広告宣伝費		6,861		1,333	
委託調査費		-		245	
通信費		25,421		39,830	
協会費		2,354		2,485	
諸会費		-		100	
営業費用計			40,644		66,931
一般管理費	1・3		250,603		159,650
営業損失			236,709		124,720
営業外収益					
受取利息		117		78	
雑収入		1,200		10	
営業外収益合計			1,317		88
営業外費用					
株式交付費		1,390		-	
人員調整費用		1,425		-	
雑損失		25		-	
営業外費用計			2,840		-
経常損失			238,231		124,632
特別利益					
投資有価証券売却益		420		-	
特別利益計			420		-
特別損失					
固定資産除売却損	4	4,960		-	
その他特別損失		-		207	
特別損失計			4,960		207
税引前当期純損失			242,772		124,839
法人税、住民税及び事業税			950		950
法人税等調整額			-		-
当期純損失			243,722		125,789

(3) 【株主資本等変動計算書】

	第 4 期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第 5 期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	150,000	150,000
当期変動額		
新株の発行	175,000	-
減資	175,000	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	150,000	150,000
新株式申込証拠金		
前期末残高	200,000	-
当期変動額		
新株の発行	200,000	-
当期変動額合計	200,000	-
当期末残高	-	-
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	150,000	400,000
当期変動額		
新株の発行	175,000	-
減資	75,000	-
当期変動額合計	250,000	-
当期末残高	400,000	400,000
その他資本剰余金		
前期末残高	-	229,716
当期変動額		
合併による増減額	229,716	-
当期変動額合計	229,716	-
当期末残高	229,716	229,716
資本剰余金合計		
前期末残高	150,000	629,716
当期変動額		
新株の発行	175,000	-
減資	75,000	-
合併による増減額	229,716	-
当期変動額合計	479,716	-
当期末残高	629,716	629,716
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	171,015	495,416
当期変動額		
当期純損失	243,722	125,789
合併による増減額	180,679	-
減資	100,000	-
当期変動額合計	324,401	125,789
当期末残高	495,416	621,205
利益剰余金合計		
前期末残高	171,015	495,416
当期変動額		
当期純損失	243,722	125,789
合併による増減額	180,679	-

減資	100,000	-
当期変動額合計	324,401	125,789
当期末残高	495,416	621,205
株主資本合計		
前期末残高	328,984	284,299
当期変動額		
当期純損失	243,722	125,789
新株の発行	150,000	-
合併による増減額	49,037	-
当期変動額合計	44,685	125,789
当期末残高	284,299	158,510
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	8
当期変動額合計	-	8
当期末残高	-	8
評価・換算差額等合計		
前期末残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	8
当期変動額合計	-	8
当期末残高	-	8
純資産合計		
前期末残高	328,984	284,299
当期変動額		
当期純損失	243,722	125,789
新株の発行	150,000	-
合併による増減額	49,037	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	8
当期変動額合計	44,685	125,780
当期末残高	284,299	158,519

[重要な会計方針]

第4期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第5期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法 -	1. 資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 当会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産除く） 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。 建物 10～18年 器具備品 3～20年 また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。 (2) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産） リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。 (3) 無形固定資産 定額法によっております。 ただし、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております (4) 長期前払費用 定額法によっております。	2．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産除く） 同左 (2) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産） 同左 (3) 無形固定資産 同左 (4) 長期前払費用 同左
3．繰延資産の処理方法 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。	3．繰延資産の処理方法 -
4．引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。 (2) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。	4．引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左
5．その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 同左

[重要な会計方針の変更]

第4期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第5期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
--	--

-	資産除去債務に関する会計基準の適用 「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を当事業年度より適用しております。 これによる当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。
---	---

〔表示方法の変更〕

第4期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第5期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
-	(貸借対照表関係) 前事業年度において流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「立替金」(前事業年度3,273千円)は、資産合計の100分の1超となったため、当事業年度において区分掲記しております。

〔注記事項〕

(貸借対照表関係)

第4期 (平成22年3月31日現在)	第5期 (平成23年3月31日現在)
1 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 2,433千円 器具備品 5,765千円	1 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 4,381千円 器具備品 7,012千円
2 関係会社に対する資産及び負債のうち、区分掲記されたもの以外の各科目に含まれている金額は、以下のとおりであります。 未払費用 4,379千円	2 関係会社に対する資産及び負債のうち、区分掲記されたもの以外の各科目に含まれている金額は、以下のとおりであります。 未収収益 3,150千円 未払費用 4,254千円

(損益計算書関係)

第4期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第5期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
1 役員報酬の範囲 取締役 年額 200,000千円 監査役 年額 30,000千円	1 役員報酬の範囲 取締役 年額 200,000千円 監査役 年額 30,000千円
2 関係会社に対する主な取引高 営業取引による取引高 営業収益 その他営業収益 24,000千円	2 関係会社に対する主な取引高 営業取引による取引高 営業収益 その他営業収益 33,000千円
3 一般管理費のうち主要なもの 役員報酬 41,499千円 給与・手当 81,752千円 減価償却費 4,877千円 賞与引当金繰入額 1,840千円	3 一般管理費のうち主要なもの 人件費 109,496千円 減価償却費 4,265千円 賞与引当金繰入額 2,252千円 地代家賃 10,906千円
4 固定資産除売却損内訳 建物 1,516千円 器具備品 321千円 その他 3,121千円	4 固定資産除売却損内訳 -

(株主資本等変動計算書関係)

第4期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)					第5期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)				
1. 発行済株式に関する事項					1. 発行済株式に関する事項				
株式の 種類	前事業 年度末	増加	減少	当事業 年度末	株式の 種類	前事業 年度末	増加	減少	当事業 年度末
普通株式	6,000株	7,000株	—	13,000株	普通株式	13,000株	—	—	13,000株
(注) 普通株式の発行済株式数の増加7,000株は、株主 割当増資による新株の発行であります。									
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。					2. 自己株式に関する事項 同左				
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。					3. 新株予約権等に関する事項 同左				
4. 剰余金の配当に関する事項 該当事項はありません。					4. 剰余金の配当に関する事項 同左				

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引関係

第4期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)

リース資産の内容

有形固定資産(器具備品)

主として、カラーデジタル複合機であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針の「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載したとおりであります。

第5期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)

リース資産の内容

有形固定資産(器具備品)

主として、カラーデジタル複合機であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針の「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載したとおりであります。

(金融商品関係)

第4期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

追加情報

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っております。当社では保有する金融資産・負債から生ずる様々なリスクを横断的かつ効率的に管理し、財務の健全性の維持を図っております。

なお、余資運用に関しては、預金等安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金・預金は、国内通貨による預金等であり、短期間で決済されるため、為替変動リスクや価格変動リスクは殆どないと認識しております。

また、営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リス

クは殆ど無いと認識しております。

未払金、未払法人税等につきましては、そのほとんどが一年以内で決済されます。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表上額、時価、並びにこれらの差額については次の通りです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1)現金・預金	361,227	361,227	-
(2)未収委託者報酬	5,638	5,638	-
(3)未収運用受託報酬	3,293	3,293	-
(4)未収収益	2,100	2,100	-
資産計	372,258	372,258	-
負債			
(1)未払金	92,500	92,500	-
(2)未払法人税等	2,589	2,589	-
負債計	95,089	95,089	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)現金・預金 (2)未収委託者報酬 (3)未収運用受託報酬 (4)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)未払金 (2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

第5期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っております。当社では保有する金融資産・負債から生ずる様々なリスクを横断的かつ効率的に管理し、財務の健全性の維持を図っております。

なお、余資運用に関しては、預金等安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金・預金は、国内通貨による預金等であり、短期間で決済されるため、為替変動リスクや価格変動リスクは殆どないと認識しております。

また、営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは殆ど無いと認識しております。

投資有価証券は、本邦通貨建ての短期公社債に投資をしている当社運用投資信託の安定運用を目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクは殆どないと認識しております。

未払費用につきましては、そのほとんどが一年以内で決済されます。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表上額、時価、並びにこれらの差額については次の通りです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1)現金・預金	92,367	92,367	-
(2)未収委託者報酬	16,492	16,492	-
(3)未収運用受託報酬	2,475	2,475	-
(4)未収収益	3,151	3,151	-
(5)投資有価証券 其他有価証券	50,015	50,015	-
資産計	164,500	164,500	-

負債			
(1)未払費用	14,698	14,698	-
負債計	14,698	14,698	-

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金 (2)未収委託者報酬 (3)未収運用受託報酬 (4)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	92,367	-
未収委託者報酬	16,492	-
未収運用受託報酬	2,475	-
未収収益	3,151	-
投資有価証券		
其他有価証券のうち満期があるもの	-	50,015
合 計	114,485	50,015

（有価証券関係）

第4期（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

第5期（平成23年3月31日現在）

1. 其他有価証券

区分	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	50,000	50,015	15
小 計	50,000	50,015	15
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小 計	-	-	-
合 計	50,000	50,015	15

（デリバティブ取引関係）

第4期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

第5期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション関係）

第4期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

第5期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第5期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合 計
外部顧客への営業収益	58,860	10,000	33,000	101,860

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
楽天証券株式会社	33,000

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

第5期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

第5期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

第5期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（税効果会計関係）

第4期 （平成22年3月31日現在）	第5期 （平成23年3月31日現在）
-----------------------	-----------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （繰延税金資産） <table> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>480,874千円</td></tr> <tr> <td>一括償却資産</td><td>111千円</td></tr> <tr> <td>未払事業所税</td><td>173千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>669千円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>748千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>606千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>483,184千円</td></tr> <tr> <td>評価性引当金</td><td>483,184千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>- 千円</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因 当事業年度は、税引前当期純損失のため、記載しておりません。	繰越欠損金	480,874千円	一括償却資産	111千円	未払事業所税	173千円	未払事業税	669千円	賞与引当金	748千円	その他	606千円	繰延税金資産小計	483,184千円	評価性引当金	483,184千円	繰延税金資産合計	- 千円	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （繰延税金資産） <table> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>530,241千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>200千円</td></tr> <tr> <td>未払金</td><td>813千円</td></tr> <tr> <td>未払事業所税</td><td>143千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>398千円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>916千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>606千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>533,320千円</td></tr> <tr> <td>評価性引当金</td><td>533,320千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>- 千円</td></tr> </table> （繰延税金負債） <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>6千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債小計</td><td>6千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>6千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額</td><td>6千円</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因 同左	繰越欠損金	530,241千円	未払費用	200千円	未払金	813千円	未払事業所税	143千円	未払事業税	398千円	賞与引当金	916千円	その他	606千円	繰延税金資産小計	533,320千円	評価性引当金	533,320千円	繰延税金資産合計	- 千円	その他有価証券評価差額金	6千円	繰延税金負債小計	6千円	繰延税金負債合計	6千円	繰延税金負債の純額	6千円
繰越欠損金	480,874千円																																														
一括償却資産	111千円																																														
未払事業所税	173千円																																														
未払事業税	669千円																																														
賞与引当金	748千円																																														
その他	606千円																																														
繰延税金資産小計	483,184千円																																														
評価性引当金	483,184千円																																														
繰延税金資産合計	- 千円																																														
繰越欠損金	530,241千円																																														
未払費用	200千円																																														
未払金	813千円																																														
未払事業所税	143千円																																														
未払事業税	398千円																																														
賞与引当金	916千円																																														
その他	606千円																																														
繰延税金資産小計	533,320千円																																														
評価性引当金	533,320千円																																														
繰延税金資産合計	- 千円																																														
その他有価証券評価差額金	6千円																																														
繰延税金負債小計	6千円																																														
繰延税金負債合計	6千円																																														
繰延税金負債の純額	6千円																																														

（関連当事者情報）

第4期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都品川区	7,477,000 (平成22年3月31日現在)	インターネット証券取引サービス業	-	兼任 2人	当社投資信託の募集の取扱い及び事務代行の委託等	投資情報に関する業務受託	24,000	未収収益	2,100

（注1）上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（注2）投資情報に関する業務受託については、情報の重要性、有用性、及び希少性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

楽天株式会社（大阪証券取引所JASDAQスタンダードに上場）

第5期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				

兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都品川区	7,495,000 (平成23年3月31日現在)	インターネット証券取引サービス業	-	兼任 2人	当社投資信託の募集の取扱い及び事務代行の委託等	投資情報に関する業務受託	33,000	未収収益	3,150
								証券投資信託の代行手数料	12,865	未払費用	2,335

（注１）上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（注２）投資情報に関する業務受託については、情報の重要性、有用性、及び希少性等を勘案し総合的に決定しております。

（注３）証券投資信託の代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

楽天株式会社（大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱスタンダードに上場）

（１株当たり情報）

第４期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)		第５期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	21,869円20銭	1株当たり純資産額	12,193円80銭
1株当たり当期純損失	23,690円70銭	1株当たり当期純損失	9,676円09銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純損失	243,722千円	当期純損失	125,789千円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純損失	243,722千円	普通株式に係る当期純損失	125,789千円
期中平均株式数	10,287.67株	期中平均株式数	13,000.00株

（企業結合等関係）

第４期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

共通支配下の取引等関係

１．結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

（１）結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業

名称 楽天投信投資顧問株式会社（当社）

平成21年4月1日付けで「楽天投信株式会社」から社名変更いたしました。

事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業

被結合企業

名称 株式会社ポラスター投資顧問

事業の内容 投資助言・代理業

（２）企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式

（３）結合後企業の名称 楽天投信投資顧問株式会社

（４）取引の目的を含む取引の概要

当社は成長著しい資産運用ビジネスの分野において資産運用会社としての総合力を強化し、高いレベルでの競争力を備えることによって運用力・商品提供力を一層強化することを目的として、平成21年4月1日をもって投資助言・代理業を営む「株式会社ポラスター投資顧問」を吸収合併いたしました。

２．実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成19年11月15日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理しています。

第５期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（重要な後発事象）

第４期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

第５期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		当中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金			66,533
有価証券			50,025
前払費用			534
未収委託者報酬			22,380
未収運用受託報酬			1,256
未収収益			3,151
その他			5,509
流動資産計			149,390
固定資産			
有形固定資産	1		10,239
建物		7,694	
器具備品		2,544	
無形固定資産			925
ソフトウェア		925	
投資その他の資産			2,423
長期前払費用		2,423	
固定資産計			13,587
資産合計			162,978

		当中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(負債の部)			
流動負債			
預り金			2,581
未払費用			19,642
未払法人税等			1,502
リース債務			441
賞与引当金			1,318
その他	2		1,028
流動負債計			26,515
固定負債			
繰延税金負債			10
リース債務			661
固定負債計			671
負債合計			27,186
(純資産の部)			
株主資本			135,776
資本金			150,000
資本剰余金			629,716
資本準備金		400,000	
その他資本剰余金		229,716	
利益剰余金			643,939
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		643,939	

評価・換算差額等			14
その他有価証券評価差額金		14	
純資産合計			135,791
負債・純資産合計			162,978

(2) 中間損益計算書

区分	注記 番号	当中間会計期間 (自 平成23年4月 1 日 至 平成23年9月30日)	
		金額（千円）	
営業収益			
委託者報酬		86,469	
運用受託報酬		3,159	
その他営業収益		18,003	
営業収益計			107,631
営業費用			
支払手数料		38,102	
委託調査費		253	
通信費		19,998	
協会費		1,523	
営業費用計			59,877
一般管理費	1		70,029
営業損失			22,276
営業外収益			
受取利息		8	
為替差益		1	
雑収入		7	
営業外収益計			17
経常損失			22,258
税引前中間純損失			22,258
法人税、住民税及び事業税			475
法人税等調整額			-
中間純損失			22,733

重要な会計方針

項目	当中間会計期間 (自 平成23年4月 1 日 至 平成23年9月30日)
1．資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ○ その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。
2．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 10年～18年 器具備品 3年～20年 また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

	(2) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産） リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。 (3) 無形固定資産 定額法によっております。 ただし、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 (4) 長期前払費用 定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。 (2) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
4. その他中間財務諸表作成の為の基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

重要な会計方針の変更

項目	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
有形固定資産の減価償却方法	当中間会計期間より有形固定資産の減価償却の方法を定率法から定額法に変更いたしました。 この変更は、親会社である楽天株式会社が有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法に変更することに伴い、親子会社間の会計処理を統一するため、また、当社の保有資産を見直した結果、一定期間安定的に使用される資産が大部分を占めており、減価償却費の期間配分を平準化できる定額法がより経営の実態を適切に表していると判断したことから、変更したものであります。 この変更により損益への影響は、従前の方法によった場合と比べ、当中間会計期間の減価償却費が512千円減少し、営業損失、経常損失及び税引前中間純損失が512千円減少しております。

追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	5,436千円
器具備品	8,681千円
2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 （ 自 平成23年4月 1 日 至 平成23年9月30日 ）	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	926千円
無形固定資産	235千円

（リース取引関係）

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

（1）所有権移転外ファイナンス・リース取引（通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）

リース資産の内容

有形固定資産（器具備品）

主として、カラーデジタル複合機であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針の「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載したとおりであります。

（金融商品関係）

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1．金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、並びにこれらの差額については次の通りです。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1)現金・預金	66,533	66,533	—
(2)未収委託者報酬	22,380	22,380	—
(3)未収運用受託報酬	1,256	1,256	—
(4)未収収益	3,151	3,151	—
(5)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	50,025	50,025	—
資産計	143,345	143,345	—
負債			
(1)未払費用	19,642	19,642	—
負債計	19,642	19,642	—

（注1）金融商品の時価算定の方法

資産

(1)現金・預金 (2)未収委託者報酬 (3)未収運用受託報酬 (4)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と類似していることから、当該帳簿価格によっております。

(5)有価証券

投資信託は公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と類似していることから、当該帳簿価格によっております。

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成23年9月30日現在）

1. その他有価証券

区分	取得原価 （千円）	中間貸借対照表計上額 （千円）	差額 （千円）
----	--------------	--------------------	------------

中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	50,000	50,025	25
小 計	50,000	50,025	25
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小 計	-	-	-
合 計	50,000	50,025	25

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合 計
外部顧客への営業収益	86,472	3,159	18,000	107,631

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
楽天証券株式会社	18,000

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

当中間会計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）	
1株当たり純資産額	10,445円52銭
1株当たり中間純損失	1,748円73銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純損失	22,733千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失	22,733千円
期中平均株式数	13,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）および（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）および（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a. 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b. 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社： 日本トラスティ・ サービス信託銀行株式会社)	三井住友信託銀行 342,037百万円 (日本トラスティ・ サービス信託銀行 51,000百万円)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

* 平成24年4月末日現在

< 再信託受託会社の概要 >

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

設立年月日：平成12年6月20日

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
楽天証券株式会社	7,495百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

* 平成24年4月末日現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・基準価額の計算などを行ないます。なお、投資信託財産の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行に委託することができます。

(2) 販売会社

当ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、投資信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第 3 【参考情報】

当ファンドについては、当該計算期間開始から本有価証券報告書提出日までの間に、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は、後記の通り提出されています。

書類名	提出年月日
有価証券報告書	平成23年 6月20日
有価証券届出書	平成23年 6月20日
有価証券報告書の訂正報告書	平成23年 6月20日
半期報告書	平成23年12月20日
有価証券届出書の訂正届出書	平成23年12月20日

独立監査人の監査報告書

平成23年6月2日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	和田 芳 幸 印
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	齋 藤 哲 印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている楽天株式ファンドの平成22年3月24日から平成23年3月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天株式ファンドの平成23年3月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

楽天投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年7月15日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

太陽 A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 芳 幸 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 齋 藤 哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の作成基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年5月28日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	和田 芳 幸	印
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	齋 藤 哲	印
業務執行社員			

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている楽天株式ファンドの平成23年3月23日から平成24年3月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天株式ファンドの平成24年3月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

楽天投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月6日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 芳 幸 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋 藤 哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の作成基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月13日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

太陽 A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

和田 芳 幸 印

公認会計士

齋 藤 哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。